（別紙３－３）幼保連携型認定こども園への移行に伴う寄附行為変更について

|  |
| --- |
| * 本資料は、一般的な寄附行為変更例を示したものである。 * 寄附行為の変更にあたっては、私立学校法の規定を踏まえつつ、学校法人のそれぞれの特殊事情を考慮し、画一的に取り扱うことのないよう留意することとされている。このため、必ずしも本記載例どおりの変更が馴染まない場合は、それぞれのご事情に応じて変更すること。 |

| **項目** | **現在の記載内容（例）** | **変更例** |
| --- | --- | --- |
| 目的 | 第○条　この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、○○○○することを目的とする。 | ＜幼保連携型認定こども園のみの設置となる場合＞  第○条　この法人は、教育基本法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育及び保育を行い、○○○○することを目的とする。  ＜他に私立幼稚園等を設置している場合＞  第○条　この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育及び保育を行うことを目的とする。 |
| 設置する学校 | 第○条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。  （１）○○幼稚園 | 第○条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。  （１）幼保連携型認定こども園○○幼稚園 |
| 理事の選任 | 第○条　理事は、次の各号に掲げる者とする。  （１）○○幼稚園園長  （２）評議員のうちから評議員会において選任した者　○人  （３）学識経験者のうち理事会において選任した者　○人 | 第○条　理事は、次の各号に掲げる者とする。  （１）幼保連携型認定こども園○○幼稚園園長  （２）評議員のうちから評議員会において選任した者　○人  （３）学識経験者のうち理事会において選任した者　○人 |

* 以上の他、幼稚園名の変更を要する箇所について、随時変更すること。